

\*\*\*\*\*

平成 3 1 年 第 1 回臨時会

# 上富良野町議会会議録

\*\*\*\*\*

平成 3 1 年 1 月 3 1 日

上富良野町議会

# 目 次

第1号（1月31日）○議事日程 .....	1
.....	
○出席議員 .....	1
○欠席議員 .....	1
○遅参議員 .....	1
○早退議員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	1
○開会宣告・開議宣告 .....	2
○議会運営等諸般の報告 .....	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について .....	2
○日程第2 会期の決定について .....	2
○日程第3 議案第1号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号) .....	2
○日程第4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止に ついて .....	4
○日程第5 議案第3号 財産の取得について(十勝岳線マイクロバス購入) .....	5
○日程第6 議案第4号 財産の取得について(救急活動用資機材購入) .....	6
○閉会宣告 .....	6

### 平成31年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)	1月31日	原案可決
2	北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について	1月31日	原案可決
3	財産の取得について(十勝岳線マイクロバス購入)	1月31日	原案可決
4	財産の取得について(救急活動用資器材購入)	1月31日	原案可決

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について 1月31日 1日間  
第 3 議案第1号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)  
第 4 議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について  
第 5 議案第3号 財産の取得について(十勝岳線マイクロバス購入)  
第 6 議案第4号 財産の取得について(救急活動用資器材購入)
- 

○出席議員（14名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中澤良隆君 | 2番  | 岡本康裕君  |
| 3番  | 佐川典子君 | 4番  | 長谷川徳行君 |
| 5番  | 今村辰義君 | 6番  | 金子益三君  |
| 7番  | 北條隆男君 | 8番  | 竹山正一君  |
| 9番  | 荒生博一君 | 10番 | 高松克年君  |
| 11番 | 米沢義英君 | 12番 | 中瀬実君   |
| 13番 | 村上和子君 | 14番 | 西村昭教君  |
- 

○欠席議員（0名）

---

○遅参議員（0名）

---

○早退議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君

---

○議会事務局出席職員

局長 深山悟君 主事 大井千晶君

午前9時00分 開会  
(出席議員 14名)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより平成31年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎議会運営等諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、1月28日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案4件であり、議案第3号及び第4号につきましては、本日議案を配布させていただいたところです。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 高松 克年 君

11番 米沢 義英 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

### ◎日程第3 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3 議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第1号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、ふるさと応援モニター事業に関し、昨年末において寄附額が増嵩したことにより、応援モニター事業に要する費用について不足が見込まれることから、所要額の補正をお願いするものであります。

2点目は、町が所有しております携帯電話伝送路の支障移転に関し、昨年11月に共架先であるNTT東日本と本年2月20日を工期として契約をしたところですが、今月に入りましてからNTT側より当該契約分の支障移転工事期について延期する旨の通知があり、その末日が年度を超えることとなることから、当該支障移転事業について、繰越明許の追加をお願いするものであります。

なお、ふるさと応援寄附モニター事業に要する必要な財源については、地域振興費寄附金を充当することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号 平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)。

平成30年度上富良野町の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,039,569千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

17款、寄附金7,114千円。

歳入合計、7,114千円。

2、歳出。

2款、総務費7,114千円。

歳出合計、7,114千円。

第2表、繰越明許費補正についてですが、携帯電話伝送路支障移転事業については、前段御説明したとおり、現行の契約期間の末日である2月20日を6月20日に変更する契約を締結するにあたり、その期日が年度を超えることから、繰越明許費の設定をするものであります。

以上で、議案第1号平成30年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)の説明といたします。

御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(西村昭教君)** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

11番米沢義英君。

**○11番(米沢義英君)** ふるさと納税、応援モニター事業という形になっておりますが、今回、歳入で受けて、歳出で委託費という形で全額出るという形になっております。当初予算ではおそらく委託費3,000万円少しあったのかなと思いますが、そうしますと当初、目的としていた納税の促進という点では、確かに増えるという形の中で支出も伴うのかもしれませんが、こういった積算にあたって十分な根拠というか精査がなされているのかという点で、ちょっと不思議な点が感じられるので、この点、確認しておきたいというふうに思います。どういう条件のもとで今回、歳出が増額せざるを得なかったのか、その内容等について伺っておきたいというふうに思います。

併せて新しい事業として、当初予算の中で、広告掲載とプロモーション支援事業補助という形で、さとふるも自己負担しながら写真等を掲載するという話だったのかなというふうに思いますが、その内容等効果等について、どのようになっているのか、伺いたいと思います。

もう一度確認しますが、ふるさと納税そのものの件数

と納税額、主にどういうものが送られているのか、この点。

さらに、アンケート等を行って上富良野町に興味を持ち、色々アクションを起こしてくれるような人が、そういう中でこの間あったのかどうか、移住したいだとか、そんなようなことですが、その点について確認しておきたいというふうに思います。

**○議長(西村昭教君)** 企画商工観光課長、答弁。

**○企画商工観光課長(辻 剛君)** 11番米沢議員のふるさとモニター制度に関する御質問にお答えをさせていただきますと思います。

今回、今の時点で、なぜ補正しなかったか、またその積算内容についてでございますけれども、当初予定していたよりも件数が多かったということで、支出の分につきましては商品代ありますとか、業者に払う手数料でありますとか、また、お礼状の送付だとか、そういうものを今回、予算の方に網羅をさせていただきまして、計上させていただいているところでございます。要するに寄附件数が増えたことへの対応ということで、それに対応した支出に見合った分を、当初もそうなんですけれども、歳入の方を補正をさせていただいて、その分を支出に充てるということで対応させていただいた結果ということでございます。

次に、さとふる等の新しい、そういう取扱い事業者の導入でありますとか、その効果についてでございますけれども、今回、新しくふるさとチョイスの方ですけれども、そちらの方も広告をしながら門戸を広げた中で進めてきておりますが、大体全体的な割合としては、広げることによって従来のさとふるの半分くらい、大体2対1くらいの割合になっているのですけれども、そういう部分では新たな取扱い事業者を取入れたことによって寄附件数というのは増えてきているのかなというように考えてございます。より協力事業者の商品価値なんかの、そういう価値みたいのをうまく伝えるような方法として、そういうPR事業に対する支援だとか、そういう部分での予算措置も当初でさせていただきまして、そちらの方につきましては現在、1件相談がございまして、そういう中でPRに載せる写真でありますとか視覚的な効果を上げるようなことで事業を進めてございまして、実際にもう既に事業を完了した事業者はございませんが、今年度におきまして1件相談がございまして、今、相談にのった形で進めるということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、アンケートでございますが、今年色々と工夫を凝らしまして、それも予算をお認めいただいた中で進めているのですけれども、現段階では昨年についてはアン

ケート回収は1.6%だったのですけれども、今回、今の時点では20%の方からアンケートをいただいているということをごさいます、今後の提供する商品の魅力づくり、魅力の向上でありますとか、そういう部分では活かし活かせる、そういうような状況になっているのかなと思っております。

最後の御質問ですが、そういうアンケートを通じて町に魅力を感じていただいていたたり、町に来られたりという方については、今のところは把握していない状況ではございますけれども、やはりアンケートの中身を見ると、ぜひ邪魔したいとか、そういうような温かいお言葉をいただいているということで、そういう部分では色々な形でフォローアップさせていただきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。

（発言する者あり）

**○企画商工観光課長（辻 剛君）** それと、12月にどうして増えたのかという御質問でございますけれども、ちょうど所得の区切りが12月ということで、税を申告する前に、御自分のそういう状況をみて寄附をした方がよいのではないかと御方駆け込みで入ってくるということで、御理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（西村昭教君）** 他に御質問ございませんか。

5番今村辰義君。

**○5番（今村辰義君）** 携帯電話の伝送路の支障移転事業の繰越明許の件でございますけれども、2月20日を工期としていて6月20日まで4か月間伸ばすのですけれども、具体的に何が原因でこんなに4か月も伸ばさなければいけなかったのか。それによって、どこの場所かわかりませんが、どの地域に影響があるのか。あるいは工期の延長ですから、違約金とか、そういうものがあるのかどうか。主体がどこのかわかりませんが、この質問、ちょっと間違っているかもしれませんけれども、それを一つ、お聞きしたいと思います。

**○議長（西村昭教君）** 総務課長、答弁。

**○総務課長（宮下正美君）** 5番、今村議員からありました携帯電話伝送路の支障移転の延期の関係でございます。まず原因でございますが、こちらにつきましてはNTTの方に確認したところ、今回の支障移転も含めてなのですけれども、全体的にそれぞれ電柱の切り替えというのはやっているそうなんです、色々な部分でその建柱の更新関連事業が相対的に遅延しているということで、その中で当初2月20日までと予定していたものが6月20日程度まで伸ばしたいとの連絡がありまし

たところでございます。具体的にどの場所のどういうふうに遅れているかということまでは私どもの方で情報をいただいているところでございます。今回のうちの町で持っている支障移転の箇所ですが、いわゆる道道美沢線、日新ダムに行くところの道路ですけれども、北28号から北の方に行く道路沿いにあります8基の電柱の切り替え分ということになっているところでございます。この延期に伴う影響の件でございますが、これについてはその間、通信が切れるという、そういうことはございませんので、あくまでも今、NTTの電柱に町の光ケーブルを共架させていただいているのですけれども、その電柱を新しい電柱に切り替える時に、古い電柱から新しい電柱の方にケーブルを付け替えてもらうという工事になっているという形になってございます。

**○議長（西村昭教君）** よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号

**○議長（西村昭教君）** 日程第4 議案第2号北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** ただいま上程いただきました議案第2号 北海道市町村総合事務組合の規約の制定並びに廃止についての提案の要旨を御説明申し上げます。

北海道市町村総合事務組合において、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を、事務の委託として処理できるように定める規約を制定し、合わせて現行規約を廃止することについての協議を行うため、本議案を提出するものであります。

合わせまして当該規約の改正方法に関し、内容的には

現行規約の一部改正となっていますが、今回の手続きによりまして許可官庁が総務大臣から北海道知事に変更となることから、新規約の制定並びに現行規約の廃止となっているところであります。

以下、議案の朗読し御説明申し上げます。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を定め、北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。

2ページをお開きください。

北海道市町村総合事務組合理約につきましては、規約全文の朗読を省略させていただきます、今回廃止する現行規約からの変更点のみ、説明をさせていただきます。

1点目は、別表第1及び別表第2から、構成団体となれない石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合の3団体について削除するものであります。

2点目は、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を第14条として追加するものであります。

3点目は、平成29年度、30年度中に構成団体の名称変更等があったものについて、今回の規約の制定に併せて、別表第1及び別表第2の変更を行うものであります。

4ページをお開きください。

なお、附則において、「1項 この規約は、地方自治法（平成22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。」、「2項 北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）は、廃止する。」の2項の旨を規定するものであります。

以上で、議案第2号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止についての御説明といたします。

御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第5 議案第3号

**○議長（西村昭教君）** 日程第5 議案第3号財産の取得について（十勝岳線マイクロバス購入）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** ただいま上程いただきました議案第3号 財産の取得について（十勝岳線マイクロバス購入）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、町営バス十勝岳線で使用している4輪駆動マイクロバスについて、平成20年9月に導入した車両でございますが、既に走行距離が51万キロを超え、特に日々、登坂走行が多いことにより車両各部の劣化及び損耗が激しく、これまで修繕対応を行いながら使用してきた現行車両につきまして早急に新たな車両に更新するため、先の平成30年町議会第4回定例町議会におきまして、関連予算及び繰越明許費の議決をいただいたところであります。

購入にあたりましては、4輪駆動マイクロバスの購入可能な3社を指名し、1月30日入札の結果、北北海道三菱販売株式会社旭川店が8,872,580円で落札し、契約金額は消費税を加算した本議案の9,581,786円となっております。参考までに2番札は、有限会社立松自動車工業の10,030千円でありました。

それでは、以下議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第3号財産の取得について。

十勝岳線マイクロバスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

- 1、取得の目的、十勝岳線マイクロバス
- 2、取得の方法、指名競争入札による
- 3、取得の金額、9,581,786円
- 4、取得の相手方、旭川市永山3条14丁目1番6号北北海道三菱販売株式会社旭川店、店長、柳谷博樹。
- 5、納期、平成31年7月31日。

以上で、議案第3号財産の取得について（十勝岳線マイクロバス購入）の説明といたします。

御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。



げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第4号

**○議長（西村昭教君）** 日程第6 議案第4号財産の取得について（救急活動用資器材購入）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（宮下正美君）** ただいま上程いただきました議案第4号財産の取得について（救急活動用資器材購入）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、富良野広域連合上富良野消防署で使用している救急2号車に搭載しているベットサイドモニター及び半自動除細動器は平成10年3月に導入しているものであり、製造から既に20年を経過していることから、老朽化に伴い故障発生リスクの高まりが懸念されるほか今後、故障した場合においても補修部品の調達等が不可能であることから、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金の採択を受け、更新するものであります。

導入を予定している機材につきましては、現行機材よりも機能的に優れており、これまで以上に傷病者の救命及び予後の改善が図られるものであります。

購入にあたりましては、当該機材の取扱い可能な5社を指名し、1月30日入札の結果、株式会社ムトウ旭川支店が6,000千円で落札し、契約額は消費税を加算した本議案の6,480千円となっております。参考までに2番札は、株式会社北海道モリタの6,100千円でありました。

それでは、以下議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第4号財産の取得について。

救急活動用資器材を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、救急活動用資器材。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得の金額、6,480千円。

4、取得の相手方、旭川市1条通19丁目355番地2、株式会社ムトウ旭川支店、執行役員支店長、古川 旭。

5、納期、平成31年3月15日。

以上で議案第4号財産の取得について（救急活動用資器材購入）の説明といたします。

御審議いただき議決くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（西村昭教君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第4号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西村昭教君）** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会宣告

**○議長（西村昭教君）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成31年第1回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時08分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成31年1月31日

上富良野町議会議長 西村昭教

署名議員 高松克年

署名議員 米沢義英